

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>前文</p> <p>全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。</p> <p>それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。</p> <p>2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。</p> <p>私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	省略	省略	省略	省略	省略	省略

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>						

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
（1） 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	「障がいのある人」手帳等の所持の有無にかかわらずと規定 高次脳機能障害を明記	「障がい者」 難病は記載なし	手帳等の有無にかかわらずと規定 高次脳機能障害を明記	同様	「障がい」 心身の機能と社会的障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に制約があること	高次脳機能障害、発達障害を明記
（2） 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	同様	同様	同様	同様	同様	同様
（3） 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	性別、年齢および障害の状態に応じて配慮を行うことをいう。 但し書きあり。	性別、年齢、障害の状態その他個々の状況及び具体的場面に 応じて変更又は調整を行うことをいう。 但し書きあり。	同様	規定なし	性別、年齢及び障害の状態に応じて配慮を行う。 但し書きあり。	同様
（4） 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。	「障がいを理由とする差別」、「不当な差別的取扱い」の2段階で定義	「差別」と「不当な差別的取扱い」を別に定義	「障がいを理由とする差別」、「不当な差別的取扱い」の2段階で定義	障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為	障害を理由として、不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることにより、権利利益を侵害すること。	同様
（5） 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
（6） 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。	同様	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
	本市にない定義 市民等：訪れる者含む 事業者：商業その他の事業を行う者 （国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人除く） 障害の社会モデル 情報バリアフリー ICT ユニバーサルマナー 心のバリアフリー	本市にない定義 市民 事業者：営利活動その他の事業を行う者 （市を除く）	本市にない定義 市民：訪れる者含む 事業者：商業その他の事業を行う者 （国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人除く） 営利・非営利、個人・法人を問わない 障害の社会モデル	本市にない定義 なし	本市にない定義 市民 事業者：事業活動を行う全ての者（市を除く）	本市にない定義 なし

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（基本理念） 第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。	同様	なし	同様	同様	多様性を認めた上で、お互いが人格及び個性を尊重	なし
2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。	障害の社会モデルに関する理解を深めることを規定	同様	なし	同様	同様	同様
3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。	障害の社会モデルを踏まえることを規定 全ての市民等にとって有益であることを認識するよう規定	多様性を相互に認めることを規定	障害の社会モデルを踏まえることを規定 全ての市民等にとって有益であることを認識するよう規定	同様	全ての市民等にとって有益であることを認識するよう規定	同様
	本市にない理念 活動の機会の確保 意思疎通の手段の確保及び情報の取得又は利用の手段についての手段の選択の機会の拡大 複合的な困難への配慮	本市にない理念 活動の機会の確保 差別は虐待及びいじめにつながるあることを理解すること	本市にない理念 活動の機会の確保 どこで誰とせいかつするかについての選択の機会の確保 意思疎通の手段の確保及び情報の取得又は利用の手段についての手段の選択の機会の拡大 複合的な困難への配慮	本市にない理念 なし	本市にない理念 なし	本市にない理念 自分で選んだ地域で自分らしい生き方をできるよう、暮らしのあらゆる面にわたって、参加する権利を有する。 複合的な困難へ配慮 障害は心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じることを踏まえて合理的配慮を行う。

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（市の責務） 第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。	本市にない内容 障害の社会モデルに関する啓発 ユニバーサルマナー、心のバリアフリーの推進 互いに尊重しあい、安心して暮らせるまちづくり	法令との調和について記載 理解の促進 相談体制の周知等 当事者や市民等の意見を聴き施策に反映させること	障害の社会モデルの理解を深め、差別解消の推進に努める	性別、年齢及び障害の状態に配慮する ※ 関係法令との調和については別途第15条で規定	市民及び事業者が行う取組に協力する努力義務	同様
（市民等の責務） 第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。	事業者の責務として合理的配慮の提供を義務	差別事案を発見したときは市に情報提供することを規定 従業者の理解を深める取り組みを努力義務	事業者の責務として合理的配慮の提供を義務	同様	相互に協力する努力義務	同様
（差別の禁止等） 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。	規定なし	規定なし	教育・療育：当事者の意思を尊重せずに就学先を決定することを禁止 保育：正当な理由なく保育を拒否することを禁止 福祉サービスの提供 医療及び保健サービスの提供	同様	同様	同様
2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。			雇用及び就労・労働 不特定多数の者が利用する施設の提供 公共交通サービス 情報の提供又は受領：提供の拒否又は保護者のみへの提供の禁止、障害者が選択した手段の拒否又は制限 商品の販売又はサービスの提供 不動産取引 災害・防災 文化、芸術及びスポーツ	同様	なし	同様

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（虐待の禁止） 第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
（合理的な配慮） 第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。	市および事業者は、障がいのある人から意思の表明（支援者が補佐して行うもの含む）があったときは提供の義務	市および事業者は、障がいのある人から意思の表明（支援者が補佐して行うもの含む）があったときは提供の義務	市および事業者は、障がいのある人から意思の表明（支援者が補佐して行うもの含む）があったときは提供の義務	市および事業者は、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮を義務	下記分野別に詳細に規定 （保健及び医療） （福祉サービス） （教育） （保育） （療育） （雇用） （公共的施設の利用） （文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習） （情報保障） （住居） （防災）	市も含め努力義務
（1） 保育、教育及び療育の実施をするとき。	同様	3つに分けてそれぞれ規定	同様	3つに分けてそれぞれ規定		教育を行うとき （保育、療育は記載なし）
（2） 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。	不動産の取引を行うとき	不動産に係る契約を行う場合	規定なし	不動産の取引を行うとき		不動産の取引を行うとき
（3） 就労に係る相談及び支援を行うとき。	規定なし	同様	労働者の募集、採用及び労働条件を決定又は変更する場合並びに就労を継続するための相談支援を行う場合	規定なし		規定なし
（4） 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。	同様	同様	同様	同様		同様（意思疎通→コミュニケーション）
（5） 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		規定なし
（6） 移動の支援を行うとき。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		規定なし

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。	住居、道路、建物その他の生活環境に関する施設、設備またはサービスを提供するとき	規定なし	住居、道路、建物その他の生活環境に関する施設、設備またはサービスを提供するとき	規定なし		規定なし
(8) サービスを提供するとき。	商品を販売し、またはサービスを提供するとき。	商品を販売し、またはサービスを提供するとき。	規定なし	商品を販売し、又はサービスを提供するとき		商品を販売し、又はサービスを提供するとき
(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。	規定なし	同様	規定なし	規定なし		規定なし
(10) その他社会的障壁が生じているとき。	同様	同様	同様	同様		同様
	本市にない条件 不特定多数の者が利用する施設を提供するとき。 労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき 医療またはリハビリテーションを提供するとき。	本市にない条件 不特定多数の者が利用する施設を提供するとき。 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合 医療を給付し、又はリハビリテーションを提供する場合 福祉サービスを提供する場合 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合 選挙等を行う場合	本市にない条件 なし	本市にない条件 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき 医療又はリハビリテーションを提供するとき	本市にない分野 保健及び医療 福祉サービス 雇用 公共的施設の利用 文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習	本市にない条件 労働者を募集し、並びに採用及び労働条件を決定するとき 医療又はリハビリテーションを提供するとき
2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。	建設的な対話を通じて行う。	合理的配慮を行う際の留意事項を規定 当事者等の意見を聴き、調査研究を行う。 市民は努力義務 市民及び事業者の合理的配慮の提供を支援する施策を講ずる。	建設的な対話を通じて、性別、年齢、障害の状況等を行うことを規定	市民のみ努力義務		市民及び事業者も第1項でまとめて規定（努力義務）



市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（情報伝達） 第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。	理念での規定（第4号）のみ	共生社会の実現に向けた基本となる施策において規定（第15条第4号）	理念での規定（第5号）のみ	同様	規定なし	規定なし
（相互理解の促進） 第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	理念での規定（第6号）のみ	共生社会の実現に向けた基本となる施策において規定（第14条全般）	規定なし	市と教育委員会の連携について規定 職員等の理解を深めるための措置を講ずることを規定	障害のある人もない人も、相互に理解し、暮らしやすまちをつくるよう努める	同様 職員が必要性を理解するよう必要な措置を講ずる→別途対応要領を制定
本市では条建てしていない				（移動手段の確保）		
（教育） 第11条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。	規定なし	共生社会の実現に向けた基本となる施策において規定（第14条第4号、第15条第1号）	規定なし	（教育） 年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずる努力義務 （保育） 乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずる努力義務 （療育） 可能な限り身近な場所において療育その他の支援を受けることができるよう必要な措置を講ずる努力義務	合理的配慮の条項で 詳細医規定	規定なし
2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。						



市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（助言又はあっせんの申立て） 第13条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。	・障害者に代わり申し立てをできる規定なし。 ・特定相談を経た後でなければ申し立てをすることができない。	同様	・障害者に代わり申し立てをできる規定なし。 ・特定相談を経た後でなければ申し立てをすることができない。	同様	・特定相談を経た後でなければ申し立てをすることができない。	同様
2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。						
3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。 （1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。 （2）前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。） （3）現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。	同様	同様	同様	同様	同様	同様
4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。						
（対象事案の調査） 第14条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。	同様	同様	同様	同様	同様	同様

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。						
（助言及びあっせん） 第15条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。	差別解消支援地域協議会に助言、あっせんの「適否」・「手段」について諮問し、答申を受ける。	障がい者差別解消支援地域協議会に、助言・あっせんの「要否」・「内容」について意見を求める。	障害者差別解消支援地域協議会に、調査の結果を報告し、諮問する。	障害者の権利擁護に関する調整委員会に、助言・あっせんの「適否」について諮問する。	障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会に、あっせんの「適否」について諮問する。	しょうがいしゃの権利擁護に関する調整委員会に、助言・あっせんの「適否」について諮問する。
2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	同様	同様	同様	同様	同様	同様
3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。						
（勧告） 第16条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。	同様	勧告に従わない者を公表できる。	勧告に従わない者を公表できる。	勧告に従わない者を公表できる。	勧告に従わない者を公表できる。	勧告に従わない者を公表できる。
（委任） 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。	同様	同様	同様	同様	同様	同様

市条例（現行）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
付 則  （施行期日） 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。						
（検討） 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。						